

万延元年周防大島の“悪魔退散一揆”

——長州藩周布派の産物取立策と瀬戸内情勢の一端——

北川 健

ここで云う「悪魔」とは、藩の「産物方」を指しての生産者農民の側からの謂である。すなわち、藩の産物取立策に敵対しての、この“一揆”的檄は云う。産物方こそは「諸人之のど締之基」であり、「悪魔」だと。そして、その「打破」と「退散」を叫ぶ。

万延元年（一八六〇）冬十一月、大島郡小松村のことである。八幡宮境内の灯籠に一片の張紙があった。この日、年貢収納に出向いた庄屋・畔頭ら村役人の一行がこれを発見。加えて村内各所からも同類の紙文発見の届出があつた。「廿六日、夜火ヲ合図に大河原にて出合可申事」、一揆の檄である。目明しが飛び、伝令が走った。村役人は一同罷出て一揆防止へと奔走した。このところ村では、廉売反対の米穀商が打毀しに会い、また櫛裏取立の産物方役人と地元百姓らが衝突しかけるなど、不穏な形勢があつた。

予告前夜の二十五日夜には、番所役人・大庄屋も出向き、陣頭に立って一晩中村内を廻視した。

万延元年周防大島の“悪魔退散一揆”（北川）

問題の所在——長州藩幕末維新史研究における——

結果から云えば、この“一揆”は不発の一揆である。云うなれば檄だけで終った、未発の一揆なのである。ところで、この“一揆”に着目するのは、次の理由からである。

農民闘争の行方——一揆「逼塞」の内実

長州藩幕末維新史の上でまず特徴的な事象として注目されているのは、例の天保年代の一揆以降、とりわけ全国的に百姓一揆が昂揚する段階で、この藩では「殆んど一揆が見られない」という“事実”である。この一揆「逼塞」という事態は、つとに昭和一〇年代の初め三輪為^①氏らによつて着目され、そこで「逼塞」の事由として掲げられてゐる、①天保改革をはじめとする藩政改革の一一定の成果、②藩的軍事体制への農民エネルギーの糾合、という見解は、今日にも踏襲されてゐるところである。

しかし、百姓一揆が「殆んど見られない」からと云つて、農民闘争への条件と志向が全く存在しなかつたとは考えられない。たとえ一揆というストレートな表出の形態はとらなくとも、日常的な、あるいは屈折した形での、云うなれば伏在する農民闘争といったものを、追究、発掘していく必要があると考える。^③現に、幕末農民大衆の反封建的エネルギーが上からの軍事的集中のなかに組み込まれていつたと説かれている以上、われわれはその幕末農民大衆の間に横たわる反封建的エネルギーの存在をこそ明かさなければならぬはずである。一揆「逼塞」の内実をこそ問うべきである。

産物取立の行方——政策「修正」の内容

長州藩天保二年の全藩一揆が藩の「国産御内用」に対する商品生産者農民大衆の一大総反攻であったことは、すで

に知られている。ところが、一揆以後、幕末の藩政改革のなかで「藩自体の商人化」という方向で再登場してくる藩の産物取立策と、とりわけこれに対する生産者農民の反発と抵抗はどのようなものであつたのかということになると、かならずしも明確にされているわけではない。

すなわち、後者については、例の豪農林勇蔵の「サボタージュ」でもつて代弁させ、前者に關しても、安政三一四年の坪井派による「物産取立」策には照明をあても、こと幕末藩政改革の到達点であるはずの安政五一六年からの周布派のそれについては、「江戸方」から「産物方」へといふ機構上の変更といふ以上には、さほど明きらかにしえていないというが、これまでの長州藩幕末維新史研究の限度である。ちなみに、先学のその安政末からの周布派の産物取立策についての把握とは、大略次のようなものである。

まず、明治維新史研究の上で安政改革の位置づけを大きく進めた関順也氏は、周布派の改革は天保改革と「同様」産物取立は行なつてない——氏自身の言葉によれば「産物取立をやらない」——と云い、関氏においては周布派による産物取立は存在しない。ついで田中彰氏にあつては、周布派による坪井派産物取立策の「修正による継承」を云うが、その田中氏の云う「修正」とは、所轄部局・配員部署の変更を云うにとどまり、政策内容の「修正」については何ら述べていない。芝原拓自氏もまた、安政三年に始まる「産業」政策は「曲折しながらも」慶応年間まで施行されたとしながらも、その「曲折」の内容を衝くものではない。

要するに、関氏以来——田中・芝原両氏を含めて——これまでの研究は、安政三一四年の坪井派による産物取立には注目しても、これに対置検討されるべき周布派のそれについては追跡することなく、例の「諸商人免札仕法」をもつてその農民的商品経済（商品生産ではない）の領主的把握のほどを説くという処法でもつて代位（～）させてきているにすぎないのである。

このため、結果的には坪井派の「失敗」と「破綻」が強説されることになり、云うなれば周布派は“免罪”されている。坪井派の露骨な領主的意図とその破綻を云うだけでなく、そこからの改革派周布派の産物取立策に「修正・継承されて発展せしめられ」ているあくなき領主的意図とその限界を追究することが、続く倒幕派権力におけるその止揚としての「絶対主義」化の段階的的前提をより明きらかにしていくものと考える。

“一揆”的内容——周布派産物取立策の告発

この“一揆”を伝えるのは、当時、現地に派遣された直横目の「聞合覚^⑦」である。これによると、“一揆”をめぐる経緯は次のとくである。

(?)

屋代村の穀物商和泉屋、米を廉売。これに反対した小松開作の穀物商「中万」、屋代村の百姓らに押しがけられて打毆さる。

10／17 横実懸取の産物方役人ら廻村。開作の百姓(木主)ら横実一、〇〇〇貫を持出して待つも、産物方役人ら戸田村で手間取り、この日は到来せず。やむなく勧農方手先の百姓伝五郎が懸取を代行するも、翌日出張の産物方役人らこれを「不束」だとして掛目を減らす。このため百姓ら騒ぐ。村役人らが制止して仲裁。産物方は高値で買上げる。残余の横実についても後日高値で買上ぐ。

11／16 小松村八幡宮の石灯籠に張紙あり。庄屋・畔頭らが発見。ついで百姓権太郎、田のなかに竹に挟んだ紙文を発見、庄屋に届出る。他所からも見つかる。

11／22 小松村淨蓮寺の新発意、開作東の島で紙文を発見。

11／25 村役人一同、組々を廻り、人別呼出して説得、請状を書かす。

沖家室の番所役人山田文右衛門、大庄屋松井次郎兵衛ら出張。夜中、村内を見廻る。
11／晦 役人ら引取る。

屋代村百姓による米穀商の打毆し、ついで横実取立の産物方役人と地元百姓とのトラブル、といった情勢のなかで“一揆”はもちあがつていて、

その“一揆”的檄文とは次のようなものである。

「明廿六日、夜火ヲ相図に大河原ニて出会可申事」

「近頃、木綿・横実、産物方出来仕、地下向弥増ニ困究ニ相成、諸人之のど縊之基と存候間、彼者打破、惡魔退散のため当月廿六日晚、火を合図に大河原まで被罷出候事」

藩の産物取立を指して「諸人之のど縊之基」「惡魔」と批難し、その「退散」と「打破」のための鬭争を呼びかけていることこそ注目すべきであろう。例の豪農林勇蔵の「サボタージュ」の背後に想定されるにとどまつてきている一般生産者農民の動向、産物取立に対する反発と抵抗の具体例をここに見出すことができる。

もっとも、檄は一揆を呼びかけているとしても、事態は一揆には至っていない。直横目英作はこの一件を「前々より不人気之所柄」「不平を抱候者共之所為」と報じているが、のことから云えば、檄は単にアピールと牽制・示威のための“檄”であったとも観測される。

しかし、この一揆が“一揆”であり、檄が“檄”であったとしても、この“一揆”情況を惹起せしめている、云いかえれば“檄”が「諸人之のど縊之基」——生活破壊の元凶として告発している、安政末からの周布派による産物取立策こそ、ここに究明すべきであろう。

大島の地位——領主的意図の特定対象地

大島は、幕末長州藩の農民的商品生産の展開状況のなかで、その頭位にある。例の芝原拓自氏による「防長風土注進案」の集計数値^(①)によつてもそれは明白であるが、ここで從来紹介されていない明治初年の「防長各部物産有余不足取調表」^(表一)を一覧しても、そのことは云える。

また、綿布口銭の取立状況を見ても、大島のそれはコンスタントに維持されており、しかも請負制から直轄制へという藩の意図の貫徹している地域である。それに、後述するように、万延元年の藩による大坂への木綿売込み体制の実現はひとえに「大島郡織出之木綿」をもつて可能とされており、櫛実取立においても、同年、島内に藩営板場の設置をみている。大島は、藩の専売・藩営政策に残された恰好の対象地域^{リテリトリー}であった。

“一揆”情勢の周辺——日常的支配秩序の後退

「前々より不人氣之所柄……」、直横目の報告書はそう云う。“一揆”情勢の背景には、幕末期大島島民の間に日常的に形成されてきた一般状況として、領主権力とその秩序に対する反抗的、否定的な姿勢と動向が横たわっている。

そもそも大島は、その島嶼としての条件から、米穀を絶対的に欠不足する。それだけに大島島民は農民的小商品生産に励み、あるいは貢労者として、その商品経済に依拠する度合は大きく、また買米生活者た

るゆえに、専元制の強化、米価の高騰に激しく動搖するものであった。

「殊之外家多、豊作之年柄ニても作徳米并麦・唐芋其外雜穀取合せ年中之飯料半方丈も無御座、買喰之所ニて」^(②)
「綿値段……早春^(嘉永二年)已來は以之外高値ニ相成……木綿甚下直ニて婦人紡織一向ニ引合不申、弥難渋ニ相迫り、當節ニ至リ候ては其日々々之取渡りも不得仕、忽不相拵者數百人之儀ニ付……」^(③)

「米価高値夫ニ準シ諸色直段引立、猶女織之島木綿不景氣候得は、是日々買喰之漁人共磯ト所勞飢餓ニも可及受体ニ付……」^(④)

大島にかかる史料の多くがそうした状態を訴えている。この産物取立反対の“一揆”も、米穀「払底、高直ニ相成、差間候者も不少哉之折柄」米穀商打毀という情勢のなかで醸成されている。

そうしたなかで、瀬戸内を中心とした商品経済の発展はこの地域にも人口の集積をもたらしているが、こうした商品経済の進展と流入人口の増大によって、旧来の個別的領域支配にもとづく在方の統治と秩序がなしくずし的に弛緩、後退させられていっているという状況がある。

粟屋領小松開作では、「他所より入込住居せしめ候者數多」、地下役所の戸籍取締も「いつとなく……近來一向等閑ニ打過候」^(安政三年)といふ有様を呈するに至つている。とともに、「小松開作古來ハ地浜共ニ御領分大工中諸作業共ニ相調來候處、年増入作人等數多ニ相成、其身分々々之數奇を以他村大工雇入候者も有之」とか、「御領分魚問屋を差置、他所寵越令仲買」とか、これまでの領域支配による規制と慣行が今や崩壊していくという状態が到来している。^(⑤)

表II 綿布口銭上納額（年平均）

| | 天保一弘化 | 弘化一嘉永 | 嘉永一安政 |
|---------------------|--|---|---|
| 吉 船 田 木 郡 | 貢 2,450.0 2,200.0 9,000.0 2,000.0 3,600.9 | 2,150.0 2,500.0 請負化 2,000.0 2,600.0 | — 3,350.0 2,000.0 2,800.0 2,000.0 |
| 小 都 熊 濃 毛 関 上 大 島 郡 | 2,000.0 1,400 2,800.0 2,000.0 7,000.0 | 7,000.0 7,000.0 | 7,000.0 |

田中彰『幕末の藩政改革』164・5頁から作成。

表I 有余物産額

| | 木 | 綿 | 蠟 |
|---|-----------|---------|---|
| 大 | 6,229,520 | 380,000 | |
| 上 | 1,400,000 | 110,500 | |
| 熊 | 600,000 | 150,000 | |
| 南 | 900,000 | — | |
| 船 | 210,000 | 49,000 | |
| 美 | 125,000 | 110,000 | |
| 吉 | 90,000 | 30,000 | |
| 前 | — | 100,000 | |
| 当 | — | 621,500 | |
| 奥 | — | 397,200 | |
| 阿 | — | — | |
| 島 | 島 | 島 | 島 |
| 関 | 関 | 關 | 關 |
| 毛 | 毛 | 敷 | 福 |
| 敷 | 敷 | 木 | 福 |
| 木 | 木 | 禰 | 田 |
| 禰 | 禰 | 田 | 津 |
| 田 | 田 | 島 | 島 |
| 禰 | 禰 | 島 | 武 |

「防長各部物産有余不足取調表」（明治初期）
から作成。

加えて次のような事態こそは、今や一個別領主権力の統治機能がもはや眼前の現実に貫徹しえなくなっているということを示す。安政三年十一月、小松開作の塩浜問屋数軒の世話人・手代らは役所の呼出しにも応ぜず、代りに入りの日雇者を出頭させるという見くびりようであり、あまつさえ重ねての呼出しにも口実を設けては出頭せず、役所からついに差向けの船に対しても暴言を吐くという始末に、領主側が苦慮している。⁽¹⁴⁾ そのほか浜作人・問屋の間でも「^(安政三年)近年間々不心得之者有之……御法之捷をも相背、当番所之割符手板等も不相用、地下役人之論しをも不聞入……」などと、領主的規制と権威は無視され、無力化していっている。

栗屋領だけなく、藩直轄領の安下庄浦では、安政四年、「纏之内論」を「尋出し」では「地下小百姓数百人召連」れて「押懸」け、「荒々敷取作廻」うという徒輩が横行し、このため頭百姓七人のうち六人までが退役してしまっていいるという、アナーキーな状態が現出している。⁽¹⁵⁾

こうして広汎な商品経済の発展のなかで、在方支配は大きく後退していっているのである。「近歳、^(安政三年)地方向人氣悪敷時節、別て遂苦勞……」という領主側の告白自体、領主権力がすでにその限界に立たされていることを告げていよう。単に一揆という形では表出していないにせよ、こうした日常的支配秩序の後退という一般的な状況こそは、幕藩体制解体期の情勢にほかなりまじ。

櫛実取立仕法——周布派における「後退」と「繼承」

「近頃、木綿・櫛実、産物方出来仕、地下向弥増ニ困究ニ相成、諸人之のど締之基と存候間、彼者打破、惡魔退散のため……」

“一揆”は、産物方による櫛実・木綿の「国産取立」に反対したことである。“一揆”に先立つて、櫛実取立の

産物方役人と地元百姓とのトラブルも見ておる。これら大島農民が敵対するに至った、この期の櫛実取立とはどのようなものであったのか。“一揆”的報告書は云う。

「櫛実之儀、已前ハ当郡ニ蠟板場無之、平生・室積之板場より買取ニ來候由、産物御仕法ニ相成候てハ勧農方より広島・岩国直段聞合取極申出之上其御沙汰相成、勧農方御任せニテ買取、萩表積廻相成候由候處、當年久賀村之板場一面木御手惱ニテ被相建、當郡出来有之櫛実を以絞り立被仰付候」

これによれば、まず「^(万延元年)已前」は、大島郡には櫛板場は存在せず、隣接の熊毛郡の平生と室積の両板場から大島櫛実を買取りに来ていた。ついで「産物御仕法」後は、勧農方「御任せニテ」買上げられ萩表に積廻されている。この事態は、それぞれ、櫛実取引が藩の仕法によって、板場と木主との直接取引とされた天保十四年以後と、勧農方による一手買取とされた安政四年以降のことを指している。いずれにしても、大島は原料櫛実の単なる生産地としての状態におかれていたのである。

ところが、「^(万延元年)当年」大島郡にも板場が藩費によつて久賀村に設立され、ここで大島櫛実の絞立が行なわれることとなり、産物方役人の廻村を見たのである。いわゆる「御手板場」即藩営板場の出現である。藩営板場という、藩の意図を最も端的に表現する方策が、周布派の施策のもとで大島郡では具現されてきているのである。この藩営板場と直結した産物方役人による櫛実取立は、大島の地理的環境からして、一手買占に等しい事態を大島農民に押しつけるものであつたと考えられる。「近頃、木綿櫛実産物方出来仕、地下向弥増困究」という一揆の呼びかけは、その結果にほかならない。かつて坪井派のうち出した一手買占という領主的意図が、大島郡においては周布派の施策のなかで事實上再登場、「繼承」されているのである。

一方、全藩的には、翌文久元年、産物方による櫛実買取を通達するに際して、「櫛実買壳方ニ付ては天保十二年御万延元年周防大島の“惡魔退散一揆”（北川）

万延元年周防大島の“惡魔退散一揆”(北川)

三八

沙汰之趣無、相違候⁽¹⁾と藩みずからが告げていることからすれば、周布派における櫛実取立は、まず天保段階の仕法に後退したものであった。だが、そうした後退⁽²⁾「修正」に藩権力はとどまっていたのではない。「修正」の修正が企図される。すなわち、その年、藩は民間板場の「余り櫛多分之儀ニ付」と云い立て、「木主共御取救之御主意を以」と称して、民間板場からの櫛実買上を図るとともに、翌文久二年には、「近年櫛実成方相劣」「産物(方)買上実至て無数」と宣して、運上銀納入成積不良の板場の買入櫛実を強制的に買取るという方策をうち出している。木主保護⁽³⁾「木主御取救」と板場保護⁽⁴⁾櫛実「御売下ヶ」を唱えつつも、櫛実が多ければ多いで、少なければ少ないのでその買上を迫るという、そこにうかがえるものは、原料櫛実の買占と地下板場への締めつけという意図と方向である。この産物方の櫛実不足を理由とした民間板場からの櫛実「御買上」とは、あの安政四年坪井派の産物方による櫛実「御買戻」規定への回帰⁽⁵⁾再修正にほかならない。ここに後退しつつもそこに「継承」されている、原料集荷・製造販売の独占的掌握といふ、あくなき領主的意図のほどを見ないわけにはいかない。

木綿取立仕法——周布派における「拡大」と「限界」

周布派において「継続」されている、あくなき領主的意図のほどを最も露骨に表現しているのが、安政六年、同派のうち出している大島木綿を基盤とした専売仕法である。その新仕法⁽⁶⁾「為替貸仕法」とはどのようなものか。この仕法については、從来その存在すら闇知されてきていないが、これまたこの「一揆」を通して明らかとなる。例の直横目英作の「聞合覚」が書留めている。

「白木綿之儀、産物御仕法已前ハ大坂積登仕候船頭諸所ニ有之、彼等より中座之者共え為替と唱日數ニ不拘一ト上下割割已上之利付ニして望之者えは前貸仕候付、中座共右銀を以織出人より綿替其外ニテ買集船頭え相渡し、

六拾反一丸ニテ一艘向百丸位相揃大坂積登り、定問屋拾軒余有之内え売渡

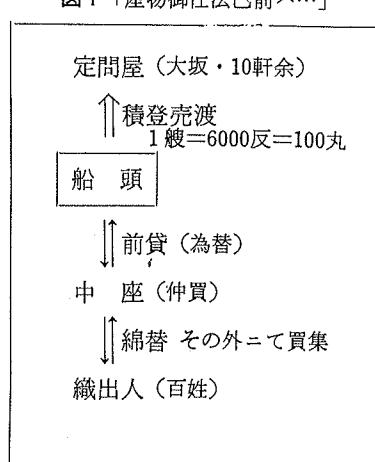
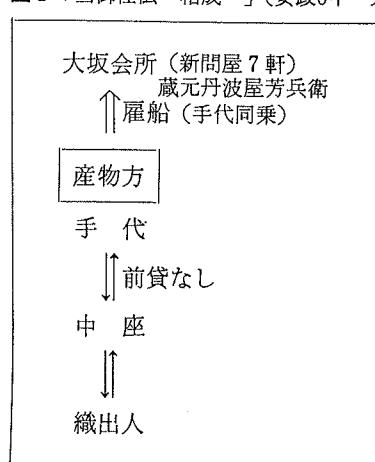
すなわち、当「産物仕法」以前は、廻船業者が仲買商に木綿買付の資金を前貸し、その仲買商によって織出農民から買集めた木綿を一艘約六〇〇〇反に仕立て大坂に積登せ、彼地一〇軒余の「定問屋」に売込む、それが大島木綿の大坂への流通体系であつた。

ところが、安政末年からうち出された新仕法は、こうした木綿の集荷・運送・販売という流通過程の主体を廻船業者から藩権力の手に切替え、木綿通商の実権と過程を藩権力が一手に掌握支配するものであつた。それは、いわゆる「藩自体の商人化」の典型的な表現をなす。

「當御仕法ニ相成……御銀之儀ニ付前貸不仕、勧農方⁽⁷⁾より手代之者差廻シ中座より取集……一艘向相揃候へハ雇船を以手代上乗ニして大坂会所え向ヶ積登せ売渡候」

すなわち、「勧農方」(II「産物方」)が仲買商に買付資金を前貸すことなく、仲買商から織出木綿を取集め、廻船をチャーターして産物方役人みずからがこれに乗込み、大坂会所へ積登すという方式がそれである。木綿積船の船上に今や産物方役人の立乗つて大坂会所目指していく姿こそは、まさに「藩自体の商人化」を表現する象徴的な

万延元年周防大島の“惡魔退散一揆”(北川)



光景にほかならない。

また、藩は大坂に会所を設立し、その蔵元には大坂の木綿問屋丹波屋芳兵衛をあてるとともに、旧来の「定問屋」^(由)一〇軒余を廃除し、新たに問屋七軒を定めた。従前の「定問屋」一〇軒余のうちこの新問屋に採用されたものは、わずかに一軒だけであった。⁽²⁾ 旧来の特權的商業資本との共生関係を強権的に清算再編しても、この仕法は強行されているのである。それはまた藩権力による既存の木綿流通機構の「乗取り」とでも云うべきものである。

その影響するところは少なくない。このため仲買商らは「縁巻差問」で「相減」じ、木綿織出の農民たちはおのずから「買すべめニ逢」うこととなつた。廻船業者らは「産業ニ離れ不平之氣味」をかこち、また排斥疎外された問屋連中は「不快を抱キ」「奸計を廻ラ」すという情況にあつた。

これまで木綿の生産と流通に從事してきた在來の営業者の再生産活動の余地を剥奪しても、藩権力による木綿流通過程の領主的占有は露骨に追求されているのである。かつて從来の木綿専売制があくまでも「口錢取立」でしかなかつたということに比するなら、この周布派による大島木綿の専売こそは文字通りの「專賣」「國產取立」であり、そのあくなき領主的意図のほどは比類ない。周布派の段階での「拡大」と「發展」をここに見ることができる。

しかし、こうした收奪的な政策が支持され存立していく基盤はもはやありえない。そもそも政策自体、その主たる施行対象を大島に限定している。⁽²⁾ 比類なき「意図」も全藩的、齊一的にではなく、大島を特定対象としての、云うなれば部分的、選択的な展開と拡大でしかないところにこそ、その「限界」とジレンマがあるのである。

おわりに

豪農林勇蔵の「サボタージュ」でもつて、長州藩安政の産物取立策に対する商品生産者農民の反発と抵抗を代弁させ

せ、また、長州藩幕末の藩政改革の到達点である安政改革の、その定着点と目される安政五・六年からの周布派の改革における産物取立策についても、その具体的な内容をほとんど閲知することなく、例の「諸商人免札仕法」でもつて、その農民的商品經濟への対応のほどを語るという形で、位、させてきているのが、関順也氏以来、田中彰、芝原拓自氏と踏襲されてきている長州藩幕末の藩政改革についての体系的把握のバーテンである。

もとも、豪農林の「態度」の背景には一般農民層の「自主的な經濟活動」が想定されてはいるが、農民闘争としての動向は見出されていない。また、周布派の産物取立策についても、坪井派のその「修正による繼承」だとか、「曲折しながらも」の「継続」だとかいう修辞でもつて処理されてはいるが、その「修正」「繼承」「發展」「曲折」の具体的な内容は提示されてきていないのである。

このような研究史に即して見るとき、この万延元年周防大島の「惡魔退散一揆」は、これまで豪農の背景に想定されてきたところの一般生産者農民層の具体的な動向を表現する事例の一つとして、また、「一揆」を介して、それが敵対したところのほかならぬ周布派の産物取立策の態様を捕捉させるものとして意義づけられよう。

すなわち、前者については右以上に指摘するまでもないとしても、後者について要約的に云えば、周布派の産物取立策は、櫛実取立においては、まず天保段階への後退を見せながらも、万延元年の藩營板場の大島への設置、文久期の櫛実買上に見られるようにあくなき領主的意図を「繼承」するものであり、また、木綿取立においては、木綿流通機構のかつてない「乘取り」を断行するなど、その「拡大」と「發展」を図るものであつた。しかし、それらが全面的、齊一的にではなく、対象と条件を縮小限定しての施策であるところに「限界」をもつ。云うなれば、そこに、坪井派産物取立策の破綻のあとにおける、領主的意図と客観的情勢との「均衡」としての政策||矛盾処理の方針が見られるわけであるが、それはまた矛盾とジレンマの表現でもある。藩権力にとって残された「テリトリー」||「特定地」

大島においても、その政策の遂行自体がほかならぬ政策みずからを基盤を破壊し喪失していくという、矛盾に満ちた展開でしかないのである。

「產物之名目ニ泥(角)、先年之通往々難済出來之程も無覓束……」

いみじくも直横目英作の報告書が告げているように、もたらされている事態は、あの「先年」の坪井派の產物取立の「再版」にほかならない。今や周布派は、坪井派產物取立の「破綻」をも「繼承」するのである。この「破綻」の「再版」的「繼承」こそ、幕末產物取立政策の終末的段階としての状況にほかなるまい。

こうした「均衡」II意図と現実との相克・分裂のジレンマからの脱脚と克服の条件と転機は、もはや藩内既存の条件のなかには求められない。その新たなる外的条件こそは領域外に求められてくる。領域外との領主的独占的通商機構の確立がそれである。すなわち、文久二年、藩は小倉「制產方」から大量の櫛実・生蠣を直接買付けるとともに、慶應元年、倒幕派藩權力は、製蠣をはじめ製紙・製油・製鉄・造船に及ぶ藩営工場の建設という遠大な計画をたて、翌二年、超大規模の「製蠣局」を開設したが、それは、「はぜ実買方、生蠣壳捌とも馬闕(越荷方)において取扱(レ)」と規定するごとく、まさに藩の对外通商独占、原料の「買方」、製品「壳捌」の一手直轄の上に可能なものであったのである。ここに、坪井派に続く周布派の產物取立策の段階的状況とともに、あの倒幕派權力による「絶対主義」化II通商機構の官僚制的集権化の段階的意味と歴史的前提が明きらかとなつてくる。通商機構の「絶対主義」的集中こそは、単に「従来の専売制度を基盤にして」なつたというようなものではなく、あくなき領主的意図とその現実的後退との相克と分裂に満ちた、その継続的、破局的展開のゆえの、云いかえれば商品生産者農民大衆との対抗関係に押しやられたの不可避的な展開としての所産であったのである。

註 ① 三輪為一「防長藩百姓一揆概観」〔防長文化〕研究年

報第一輯) 黒正巖「広島山口両県下の百姓一揆」(『広島

山口両県下経済史料採訪報告)

② たとえば、藩の政治的軍事的危機のさなかにこそ一揆

突出の事例を見ることも可能である。元治元年、京都侵

攻(禁門の変)に失敗、世子の毛利元徳は三田尻に退帰、

藩主毛利敬親と会したが、その足下の三田尻で百姓一揆

が生起しているという事実がある。(布引敏雄「長州藩

天保二年一揆の一断面」—「部落問題研究」二八輯)

③ 小川国治氏「幕末期長州藩豪農の性格」—『日本歴

史』二六三号)が、豪農による村落支配のもとでの農民

の動向、日常的闘争の具体的な様相を、豪農部坂家の場合について究明した成果がある。

④ 関順也「藩政改革と明治維新」一二六頁。

⑤ 田中彰「幕末の長州」五五頁。同『明治維新政治史研

究』では「修正・繼承されて發展せしめられる」(四七

頁)とある。

⑥ 芝原拓自「明治維新の權力基盤」二二一九頁。

⑦ 毛利家編纂所の筆写による「遠用物史料」綴。同編纂所伝來の「毛利家文庫記録目録」の類冊として扱われている。山口県文書館所蔵。

⑧ 芝原拓自「幕末における政治的対抗の基礎的形成」

『土地制度史学』一〇号)

⑨ 旧秋良文庫。山口県文書館所蔵。「一般郷土史料」と

して扱われている。

⑩⑪ 「大島郡審判本控」。山口県文書館所蔵。

⑫ 河合家文書。『大島文化資料第一輯』(大島民俗学会)

所収。

⑬⑭ 矢田部家文書。旧県史編纂所「大島郡小松御領沙汰物控」(山口県文書館所蔵)による。

⑮ 河合家文書。『大島文化資料』第一輯所収。

⑯ 矢田部家文書。⑮に同じ。

⑰⑯⑯ 毛利家文庫「御内用產物一件控」。山口県文書館所蔵。

⑰ 旧県史編纂所「產物事」の安政六年十一月付の記録に「此度大島郡織出之木綿大坂登せ之分、於產物方為交貸之仕法を以差登せ候、目論見相成……」とある。

⑱ こうした大坂の「定問屋」の改編は、從来その系列下にあつた藩内の木綿問屋にも打撃を及ぼした。「御内用產物一件控」に見える万延元年十一月の藩内の木綿問

万延元年周防大島の“惡魔退散一揆”(北川)

四四

屋三輪伊兵衛らの願出は、排除された大坂の木綿問屋袴屋利兵衛の復活を請願してのものである。

② 旧来の特權的商業資本との共生関係を清算しても木綿の国産取立を強行しようとする企図は、安政四年、坪井派のもとでの田中屋善蔵の上申書にも見える。旧県史編纂所「勧農江戸方御内用一件諸控」。山口県文書館所蔵。「奸計」の内容は判明しないが、この記載そのことが“示唆”であるとすれば、この“一揆”こそその「奸計」であり、“一揆”演出の黒幕にこそは周布派政権への報

復||坪井派政権の復活(?)を企図する商業資本の意向が介在したことになる。藩政界内部の政治路線をめぐる一派の抗争、それらと商業資本との共生関係、それに大手商業資本に系列化された瀬戸内の流通機構、そうした相関関係図は、戦略的謀略としての一揆の憶測を可能とする。ちなみに大坂は一揆情報の“センター”である。

④ 両公伝編纂所筆写史料。山口県文書館所蔵。